

(第1回・最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 3月 5日
契約業者名	沖昌エンジニアリング (株)
契約業者の住所	東京都北区東十条6-4-15
業務の名称	R6・R7千葉国道道路許認可審査・適正化指導H2業務
業務場所	千葉国道事務所庁舎内及び千葉出張所庁舎内、木更津出張所庁舎内、酒々井出張所庁舎内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について 記述する)	1) 情報共有システムの使用料 2) 駐車場代
履行期間 (自)	令和 6年 4月 1日
履行期間 (至)	令和 8年 3月31日
変更前の契約金額	250,800,000円 (税込み)
変更金額	+ 572,000円 (税込み)
変更後の契約金額	251,372,000円 (税込み)
変更理由	1) 情報共有システムの使用料 当初特記仕様書第24条5に「情報共有システムに係る費用は設計変更の対象とし、情報共有システムへの登録料及び使用料とする。」とあり、令和6年6月～令和8年3月までの期間に情報共有システムを利用するため、増工する。 2) 駐車場代 木更津出張所内で発電機工事を行うことにより、許認可審査・適正化指導業務に必要な車両の駐車スペースがなくなり、令和6年4月1日から令和7年10月31日まで外部に駐車場を借りる必要が生じたので増工する。